

# 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

## 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県性暴力の根絶を目指す条例		
担当課（室）	生活文化課安全なまちづくり推進室	公布日	令和4年11月21日
報告の根拠	茨城県性暴力の根絶を目指す条例第18条		

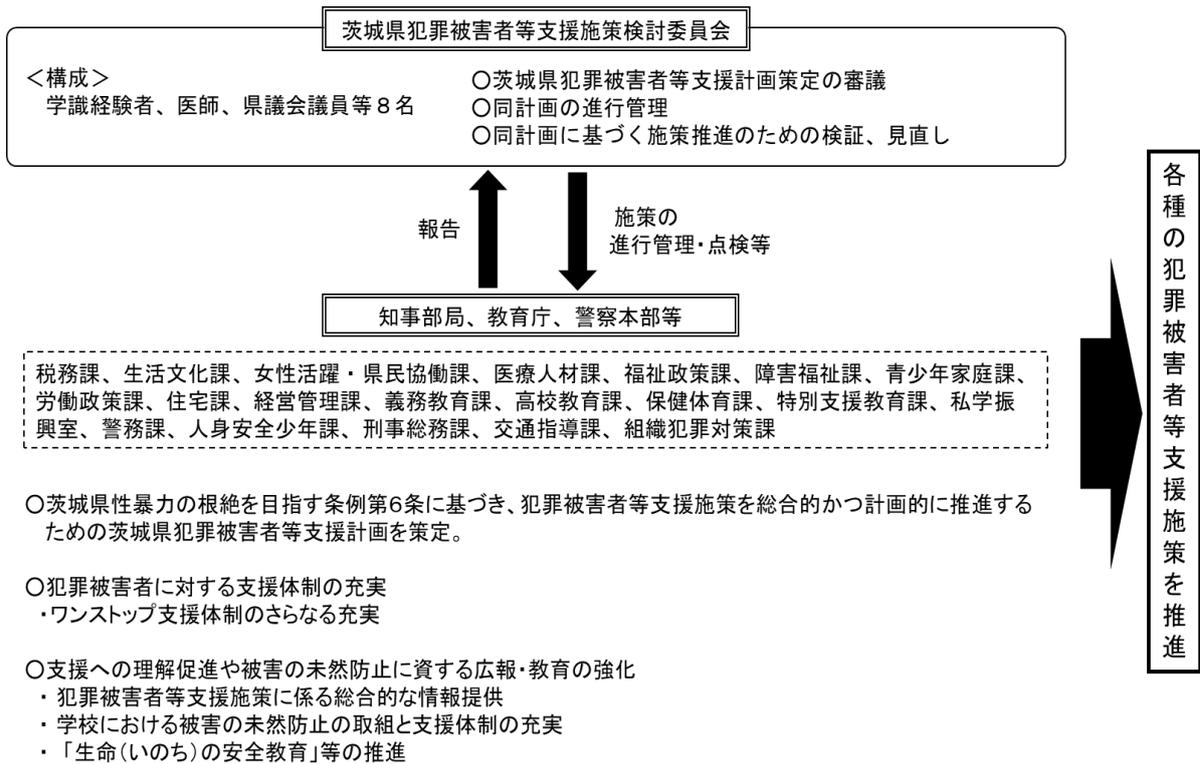
## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### (1) 条例の概要・施策体系図

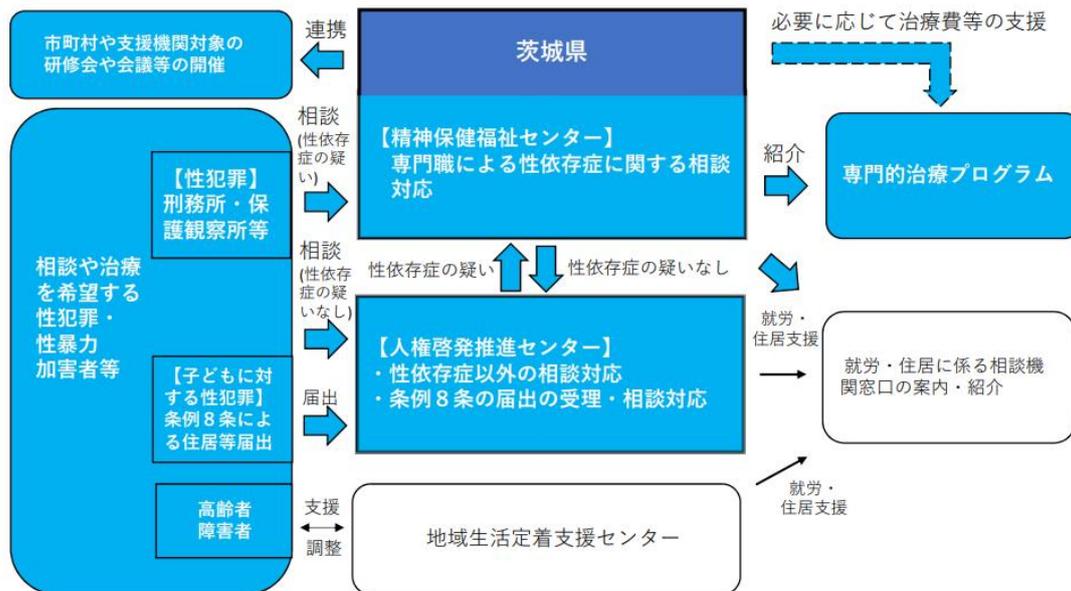
1 目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性暴力の根絶及び性被害の回復の支援に関し、基本となる事項を定める。</li> <li>○ 県の責務を明らかにする。</li> <li>○ 法令及び茨城県犯罪被害者支援条例に定めるほか、性暴力の根絶及び性被害の回復支援に関する施策を総合的に推進する。</li> <li>○ 県民が、安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与する。</li> </ul>
2 定義 (第2条)	○性暴力:性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するもの等
3 基本理念 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援は、次の3つの考え方を柱として推進</li> <li>・ 性暴力は極めて悪質な行為であるため、何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならないこと。</li> <li>・ 性暴力の根絶に当たり、性暴力の被害者の意思や立場を尊重して推進すること。</li> <li>・ 子どもに対する性暴力は重大な人権侵害であるため、その防止や早期発見、迅速な保護に努め、必要な支援を適切に行うことを旨として根絶に取り組むこと。</li> </ul>
4 各主体の役割 (第4条、第11条-第14条)	○県の責務と関係者(県、県民、市町村、医療機関、事業者)の役割を明確化
<b>5 基本的施策(第5条-第10条、第15条-第17条)</b>	
(1)総合的な相談体制の整備等(第5条)	(2)性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援(6条)
○性暴力の防止又は性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応等	○茨城県犯罪被害者等支援条例の支援計画において性暴力による被害の特性に応じた支援に必要な施策の策定
(3)性犯罪の再発防止及び社会復帰のための支援(第7条)	○加害者から被害者を隔離する必要がある場合の安全な居住の確保に必要な施策の実施
○加害者からの相談への対応、性暴力の再発防止又は円滑な社会復帰に資する支援の提供	(4)住居の届出(第8条)
○地方再犯防止推進計画における性暴力の特性に応じた支援に必要な施策の策定	○子どもに対する性犯罪であってその罪に係る刑期の満了した日から5年以内に茨城県に住居を定めた者に係る届出義務及び届け出られた情報の取扱い
(5)性暴力の根絶に関する広報啓発等(第9条)	(6)人材の育成(第10条)
○性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援の必要性等を理解するための広報啓発や社会的気運の醸成等	○性暴力の根絶等に係る専門知識等に関する研修等
○民間支援の活動の促進に向けた情報の提供等	○子どもに対する性暴力の予防等に関する研修等
(7)デジタル性暴力の根絶(第15条)	(8)性暴力の根絶に資する総合的な教育等(第16条)
○デジタル性暴力の危険性等を理解し、適正にインターネットを利用する能力の向上のための講習や情報提供等の実施等	○学校、保育所等における3歳以上の子ども及びその保護者に対する発達段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発の実施
(9)市町村に対する支援(第17条)	
○市町村の取組の推進に向けた情報の提供や助言等	
6 その他 (第18条-第20条)	○年次報告、推進体制の整備、財政上の措置
7 施行日等 (付則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施行日:公布の日外</li> <li>○経過措置:住居の届出に関する規定は刑の執行が終わった日が同規定の施行日以後である者について適用</li> <li>○検討:施行後適当な時期に条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。</li> </ul>

## (2) 推進体制

### ○茨城県性暴力の根絶を目指す条例の推進体制



### ○茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づく性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援に係る推進体制



### (3) 条例制定後の主な取組

#### 1 基本計画、指針等の策定状況

##### 茨城県犯罪被害者等支援計画

茨城県性暴力の根絶を目指す条例第6条に基づき、学識経験者、医師、県議会議員等8名で構成する茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置したうえで、令和5年3月28日に「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定。

<概要>

○計画期間

令和5年(2023年)度から令和9年(2027年)度まで(5年間)

○内容

①支援等のための体制整備、②精神的・身体的被害の回復・防止、③損害回復・経済的支援、④犯罪被害者等を支える地域社会の形成について、県が取り組む施策を明示。(性暴力被害に関する施策は①～④から特出しする形で盛り込み。)

#### 2 犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査

犯罪被害者等支援の取組みの進捗を判断するため、支援計画において、指標を設定した上で、それぞれの認知度を調査。

指標	令和4年度 (2022年度) 【計画策定時】	令和5年度 (2023年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	6.9%	11.6%
いばらき被害者支援センターの認知度	9.7%	17.2%
性暴力・性犯罪相談窓口の認知度	7.5%	14.3%

#### 3 茨城県再犯防止推進計画の改定

茨城県性暴力の根絶を目指す条例第7条に基づき、水戸刑務所や水戸保護観察所、茨城県弁護士会など15機関で構成する茨城県再犯防止推進協議会における議論等を踏まえ、令和5年3月29日に「茨城県再犯防止推進計画」を改定し、性犯罪加害者等への支援策を追加。

### 3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

#### (1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○SNS やホームページ、県広報誌により条例や相談窓口の周知を実施。 ○犯罪被害者等支援関係条例及び犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口を記載したポスターを制作し、県内中学・高等学校、関係機関等へ配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、47,531 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6% ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3% (生活文化課)	386
【今後の取組】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○上記に同じ	412

#### (2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○ワンストップ支援窓口(いばらき被害者支援センター)において、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 732 件、面接相談 30 件 メール相談 53 件、病院への付き添い支援等 45 件 (生活文化課)	6,939
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	7,781

#### (3) 犯罪被害者相談窓口による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者相談窓口による相談	県	○相談に対する助言や必要な支援施策の情報提供、適切な各種相談窓口の紹介を実施した。 [相談件数] 電話相談 30 件 (生活文化課)	47
【今後の取組】 犯罪被害者相談窓口による相談	県	○上記に同じ	48

#### (4) 性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性犯罪被害相談 「勇気の電話」 による相談	県	○性犯罪被害に遭われた方やそのご家族を対象に、24時間体制で相談対応を行った。 [性犯罪被害相談「勇気の電話」相談受理件数] 226件  (警務課)	26
【今後の取組】 性犯罪被害相談 「勇気の電話」 による相談	県	○上記に同じ	26

#### (5) 警察における各種相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 警察における各種相談	県	○警察相談専用電話(#9110)、性犯罪被害相談「勇気の電話」(#8103)、少年相談コーナー、女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の相談窓口を設置し、各種相談や支援を行うとともに、各種イベントやSNS、市町村広報誌を活用し、県民に対して相談窓口や犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を行った。 (警務課、県民安心センター)	96
【今後の取組】 警察における各種相談	県	○上記に同じ	83

#### (6) 女性相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談センターにおける相談	県	○被害女性等から電話や来所にて相談を受け付け、適宜助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を適切に行った。 [相談件数] 延べ6,909件(うち、DVに関する相談1,074件) (青少年家庭課)	12,688
【今後の取組】 女性相談センターにおける相談	県	○適切な相談対応を継続するとともに、相談者の潜在的ニーズの把握に努め、相談支援体制の拡充を図る。 ○相談窓口の認知度向上のため、引き続き広報啓発に努める。	13,521

(7) いばらき虐待ホットライン (HL) による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットライン(HL)による相談	県	○いばらき虐待ホットライン (HL) による児童虐待に対する通告受理と相談対応を適切に行った。 [相談件数] HL：相談・通告 2,702 件 （うち、虐待相談・通告 1,764 件） SNS：355 件  (青少年家庭課)	28,594
【今後の取組】 いばらき虐待ホットライン(HL)による相談	県	○児童虐待に 24 時間・365 日体制で対応するために、電話による相談体制を継続し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行う。 ○若年層でも気軽に相談できるよう、SNS を活用した相談を行う。	28,594

(8) 刑事手続等に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続等の説明を実施。 (警務課、刑事総務課、人身安全少年課)	688
【今後の取組】 刑事手続等に関する情報提供	県	○上記に同じ	764

(9) 捜査状況に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 捜査状況に関する情報提供	県	○制度が適切・確実に運用されるよう、職員に対する教養（専科）や、各署に対する業務監察において実施状況を確認するなどして、被害者等へ漏れのない連絡を行った。 ○犯罪被害者支援講習会の開催にあたり、警察署員に積極的に聴講させ被害者連絡のスキルアップを図った。 (警務課、刑事総務課、交通指導課)	—
【今後の取組】 捜査状況に関する情報提供	県	○上記に同じ	—

(10) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	県	○被害者等のニーズに応じた方法により、公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施した。 [対応状況] 事件数：23 事件 人数：45 名 回数：78 回 (うち、性暴力 18 事件 26 名 49 回) (警務課)	—
【今後の取組】 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	県	○上記に同じ	—

(11) スクールカウンセラーの配置・派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、不登 校、暴力行為などの問題行動等の未然防止、 早期発見、早期対応を図るなど、教育相談体 制の充実を図った。 [スクールカウンセラー配置状況] (義務) 年間 35 回、週 1 回 (1 回あたり 7 時間) 拠点校方式：小学校 431 校、中学校 201 校、 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 (高校) 学校の実態に応じて、年間 32 回、29 回、25 回、20 回のいずれか 配置校方式：高校 73 校 (県立中学校 10 校含 む)、中等教育学校 2 校 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	249, 631 (義務教育課)
			45, 915 (高校教育課)
			217 (特別支援教育課)
		○スクールカウンセラーを配置する私立学校 に対し「経常費補助金 (特別分)」の増額措 置を実施し、支援体制の充実を促した。 [スクールカウンセラー配置校数] 高等学校：26/27 校 中等教育学校：3/3 校 中学校：7/10 校 小学校：5/7 校 (私学振興室)	62, 708
【今後の取組】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○上記に同じ	252, 595 (義務教育課)
			48, 577 (高校教育課)
			217 (特別支援教育課)
		○上記に同じ	64, 774 (私学振興室)

(12) スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を適切に行った。 [スクールソーシャルワーカーの派遣状況] 派遣校数： 小学校 89 校、中学校 73 校、義務教育学校 3 校、市立特別支援学校 1 校 (1,595 回) 県立中学校 2 校、高等学校 60 校 (354 回) スーパーバイザー派遣：39 回 (義務 39 回) (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	19,592 (義務教育課)
			4,160 (高校教育課)
			145 (特別支援教育課)
		○スクールソーシャルワーカーを配置する私立学校に対し「経常費補助金(特別分)」の増額措置を実施し、環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を促した。 [スクールソーシャルワーカー配置校数] 高等学校：2/27 校 中等教育学校：0/3 校 中学校：2/10 校 小学校：0/7 校 (私学振興室)	62,708
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○不安や悩みを抱える児童生徒の支援及び福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図るため、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教育相談体制を充実させる。 ○スクールソーシャルワーカーを、ヤングケアラーや児童虐待等に関する教職員研修の講師として活用する。	21,254 (義務教育課)
			4,284 (高校教育課)
			145 (特別支援教育課)
		○上記に同じ	64,774 (私学振興室)

(13) スクールロイヤーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤーの派遣	県	○公立小中学校、高等学校、市町村教育委員会等におけるいじめ問題等への対策のため、スクールロイヤーを派遣し、法務相談への助言指導、問題の未然防止のための教職員研修、いじめの予防教育等を適切に行った。 [スクールロイヤーの派遣状況] 義務教育：予防教育 74 回、教職員研修等 28 回、法務相談等 10 回 派遣回数合計 112 回 高校教育：教職員研修 11 回、法務相談 22 回 派遣回数合計 33 回 特別支援：法務相談 2 回 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	2,520 (義務教育課)
			880 (高校教育課)
			220 (特別支援教育課)
【今後の取組】 スクールロイヤーの派遣	県	○教職員研修や問題行動等（いじめ問題等）に係る法的助言や予防教育を行うために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして、派遣する。 ○スクールロイヤーによるいじめ防止に関する教職員研修や児童生徒等を対象とした講演会を適宜実施する。	2,720 (義務教育課)
			880 (高校教育課)
			220 (特別支援教育課)

(14) 教育委員会における相談及び情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○児童生徒、保護者及び教員からの相談に応じ、児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安の解消、問題行動等の未然防止と解消を図るため、教育相談活動の充実を図った。 [相談件数] 子どもホットライン : 11,218 件 いばらき子ども SNS 相談 : 2,113 件 いじめ・体罰解消サポートセンター : 51 件 (義務教育課)	86,750
【今後の取組】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○上記に同じ	89,464

(15) 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担	県	○犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用」について公費負担を実施した。 ○緊急避妊薬の薬局販売に向けた調査研究による緊急避妊薬の購入費について、公費負担できるよう調整を行った。 (警務課)	5,972
【今後の取組】 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担	県	○制度の運用漏れがないよう、職員向けの教養を充実させる。 ○医療費等及びカウンセリング費用の公費負担を実施するとともに、全国の情勢に合わせて、新たな公費負担項目の検討を行う。	5,132

(16) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担	いばらき 被害者支援センター	○精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、投薬料、カウンセリング料について公費負担による支援を実施。 (生活文化課)	600
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担	いばらき 被害者支援センター	○上記に同じ	600

(17) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	県	○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介した。 [対応件数] 10件  (警務課)	—
【今後の取組】 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	県	○県警から弁護士会へ、事前連絡するなど綿密な連絡体制を確保し、より早期の支援の実施を目指す。	—

(18) いばらき被害者支援センターへの財政支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センターへの財政支援	県	○いばらき被害者支援センターに対し、運営費等への財政支援を実施。  (警務課)	2,500 (警務課)
		○性暴力被害者サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）に対し、運営費や医療費等への財政支援を実施。  (生活文化課)	7,299 (生活文化課)
【今後の取組】 いばらき被害者支援センターへの財政支援	県	○上記に同じ	3,250 (警務課)
			8,141 (生活文化課)

(19) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	県	○いばらき被害者支援センター、県産婦人科医会、県医師会、茨城県警察、茨城県の5者による意見交換会を開催し、支援体制の充実に取り組んだ。  (生活文化課、警務課)	7,539 (生活文化課)
			— (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	県	○上記に同じ	8,381 (生活文化課)
			— (警務課)

(20) 「生命（いのち）の安全教育」等の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「生命（いのち）の安全教育」等の推進	県	○全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」が実施された。 (保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	68 (保健体育課)
	県	○心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施することで、「生命（いのち）の安全教育」の活用を促し、心の教育や人権教育の推進を図った。  ○心の教育、人権教育を実施した私立学校 高等学校：26/27校 （うち「生命の安全教育」実施校は5校） 中等教育学校：3/3校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） 中学校：8/10校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） 小学校：3/7校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） (私学振興室)	—  62,708 (私学振興室)
【今後の取組】 「生命（いのち）の安全教育」等の推進	県	○全ての学校（特別支援学校では、個々の特性や発達の状態等を踏まえて指導）で実施するよう指導する。	68 (保健体育課)
	県	○上記に同じ	64,774 (私学振興室)

(21) 性に関する講演会等の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性に関する講演会等の開催	県	○専門家を招いた「性に関する講演会」を多くの学校で開催した。 [公立学校における実施率] ・小学校 60.3%、中学校 97.8%、高等学校 100% (保健体育課)	—
【今後の取組】 性に関する講演会等の開催	県	○外部講師を招いた講演会を開催し、生徒に「性」に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てる。	—

(22) 高等学校等への出前講座

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 高等学校等への 出前講座	県	○県内高等学校、専門学校、大学の生徒・学生 を対象にデートDV防止啓発の出前講座を 実施し、若年層への意識啓発に努めた。 [高等学校等への出前講座実績] 県内17校、2,749名参加 (青少年家庭課)	301
【今後の取組】 高等学校等への 出前講座	県	○上記に同じ	291

(23) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「命の大切さを 学ぶ教室」の 開催	県	○県内の中学校、高等学校等に警察職員を講師 として派遣し、命の大切さ、犯罪被害者等が 置かれた状況について理解を深めるととも に、いじめや暴力の根絶に向けた醸成を図る ことができた。 [開催校数] 県内12校 (警務課)	—
【今後の取組】 「命の大切さを 学ぶ教室」の 開催	県	○上記に同じ	—

(24) 子どもと保護者を対象とした非行防止教室

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者 を対象とした非 行防止教室	県	○県内の小学生、中学生、高校生及びそれらの 保護者を対象として、非行防止教室等を開催 し、少年の非行及び犯罪被害の防止を図っ た。 [非行防止教室等の開催状況] ・小学校496回 受講者数54,505人 ・中学校203回 受講者数40,448人 ・高等学校116回 受講者数35,542人 (いずれの受講者数も保護者を含む) (人身安全少年課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者 を対象とした非 行防止教室	県	○上記に同じ	—

(25) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○SNS やホームページ、県広報誌による相談窓口の周知のほか、広報用カードやチラシ、リーフレットを作成し、県内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、47,531 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6% ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3% (生活文化課)	2,464 (生活文化課)
		○各種イベントや SNS、市町村広報誌を活用し、県民に対して支援施策に関する広報啓発活動を行った。 (警務課)	96 (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○上記に同じ	3,484 (生活文化課)
		○上記に同じ	83 (警務課)

(26) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパープルライトアップの実施や男女共同参画・女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた県民の意識啓発に努めた。 (女性活躍・県民協働課)	—
【今後の取組】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○上記に同じ	—

(27) 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、ライトアップ等の取組を実施。 ○11 月の「児童虐待防止推進キャンペーン」を中心とする啓発ポスター等の配付、各種広報媒体を活用した啓発を行った。 (青少年家庭課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○上記に同じ	—

(28) 被害直後における居住場所の確保

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害直後における居住場所の確保	県	○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施するとともに、公費負担制度について、警察本部・警察署間の情報共有を図り犯罪被害者等へ漏れのない制度教示を行うとともに、早期の制度運用を図った。 [緊急避難場所確保件数] 2件（うち、性暴力1件） [ハウスクリーニング] 1件（うち、性暴力1件）（警務課）	355
【今後の取組】 被害直後における居住場所の確保	県	○上記に同じ	355

(29) ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	県	○人身安全関連事案の被害者の安全確保を図るため、公費負担制度について丁寧に説明し、制度を適用して保護対策を実施した。 [一時避難等に係る公費負担制度] 33件 [移転費用の公費負担制度] 1件 (人身安全少年課)	1,516
【今後の取組】 ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	県	○上記に同じ	2,166

(30) 児童虐待被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待被害者等の一時保護	県	○児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 (青少年家庭課)	194,922
【今後の取組】 児童虐待被害者等の一時保護	県	○上記に同じ	113,857

**(31) DV 被害者等の一時保護**

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 DV 被害者等の一時保護	県	○配偶者等からの暴力 (DV) 被害者等に対し、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 [件数] 49 件 (うち、DV による保護 39 件) (青少年家庭課)	57,438
【今後の取組】 DV 被害者等の一時保護	県	○上記に同じ	62,073

**(32) 性暴力を行った者などからの相談支援**

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力を行った者などからの相談支援	県	○令和 5 年 4 月 1 日に相談窓口を開設し、ホームページ及び SNS 等で相談窓口を周知。 ○精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等の紹介等、適切に対応。 [件数] 11 件 (福祉政策課)	—
【今後の取組】 性暴力を行った者などからの相談支援	県	○引続き相談窓口の周知を行うとともに、性依存からの回復支援を行う自助グループとの連携や、カウンセリングなどを受けられる施設等との連携など、支援体制の拡充を図る。	—

**(33) 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出**

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出	県	○届出については、令和 5 年 4 月 1 日から受理を開始。 ○周知用のチラシを作成し法務省矯正局、水戸保護観察所、県警本部の協力を得て、全国の刑務所等の届出対象者に配布を依頼。 ○茨城県再犯防止推進協議会会員 (労働局、保護司会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構、更生保護施設、農協中央会、宅地建物取引業協会、弁護士会等) にチラシを送付し、周知を依頼。 [届出件数] 1 件 (福祉政策課)	—
【今後の取組】 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出	県	○引続き届出義務の周知を行う。	—